

【介護支援専門員意見書作成上の留意事項】

H28.5 作成

1. 「認知症による不適応行動／頻度」

<不適応行動の判断基準>

①夜間不眠や昼夜逆転している。

夜間不眠の訴えが何日か続いたり、明らかに昼夜が逆転するなどし、そのために日常生活に支障を生じている場合をいう。この不適応な行動によって、日常の食事や入浴などの生活リズムが著しく乱れたり、周囲の人との生活継続に大きな支障がある状況。

【該当しない例】

- ・夜間に目覚めることがあり、その際、排泄やおむつ交換などの適応的な要求がある。
- ・夜間目覚めている状況はあるが、ご本人の生活に支障がなく、家中歩き回るなどの適応的でない行動も伴わないもの。
- ・夜間の不眠やその際の不適応な行動も見られるが、それが本人や家族の生活に著しい支障とまではなっていないもの。

②一人で外に出たがり目が離せない。

住まいの構造上、外へ出られる環境にあり、目が離せない場合をいう。

【該当しない例】

- ・環境上の工夫等で外へ出ることができない場合。
- ・外へ出たがるものの、ご本人が歩けないなど出ることができない場合。

③火の始末々火元の管理ができない。

たばこの火、ガスコンロなどあらゆる火の始末や火元の管理ができない場合をいう。

【該当しない例】

- ・環境上の工夫等で、火元に近づくことができない場合。
- ・周囲の人々によって火元が完全に管理されている場合。

④不潔な行為を行う（排泄物をもてあそぶ）。

便や尿などをもてあそぶ、尿を撒き散らす場合をいう。

【該当しない例】

- ・排泄に失敗したことで周囲が汚れる場合。
- ・排泄の後始末が十分でなく、衣類や周囲が汚れる場合。
- ・入浴や身の清潔保持を嫌がり、または不十分なために身体が清潔でない場合。

⑤食べられないものを口に入れる。

異食行動をいう。

【該当しない例】

- ・過食行動、
- ・異食しそうなものを周囲に置いてない場合。

<頻度>

①毎日ある・・・不適応行動がない日がない場合をいう。「毎日のようにある」では該当しない。

②週に1回以上ある・・・週または月当たりの頻度を記載。

③月に1～2回ある・・・週または月当たりの頻度を記載。

2. 在宅サービスの利用度

算定期間については直前の3か月とし、サービス利用票別表に基づくサービス利用額を月ごとに記入し合計する。支給限度額についても3ヶ月合計しサービス利用額の割合を算定する。(区分支給限度基準額単位数/サービス利用単位数×100)

※他の医療機関や入所施設等に現在入院(所)している申込者は、入院等に記入する。

3-1 主たる介護者・家族の状況

世帯状況

独居世帯・・・・・・・・・・要介護者のみの世帯
高齢者のみの世帯・・・・・・・・世帯員が全員65歳以上

「①主たる介護者の年齢・続柄」・・・同居の主介護者の年齢・続柄を記載する。

「②介護者の障害・疾病」・・・介護者の障害・疾病の有無を記載する。「あり」の場合は次の目安で介護の状態を記載する。

「介護は困難」・・・介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などのADL全般の援助が困難な場合。

「多少は介護」・・・介護者が障害や疾病のため概ね2つ程度のA工)L援助ならばでき
場合。

「介護は可能」・・・介護者に障害や疾病はあるがADL全般の援助・介護が可能な場合。

「③介護者の就労」・・・・・・・・・・1日の平均労働時間を算出するため週何日、何時間労働しているか記載する。

「④介護者の育児・看病」・・・・・・「ある」入所希望者以外の育児、看病、介護がある場合、頻度も記載(同居家族以外でも該当)する。

「⑤他の同居介護者の補助」・・・・・・「あり」の場合、週何日補助があるか記載する。
(1日2時間程度以上又は頻回で1日とカウントする。)

「⑥別居介護者の介護協力」・・・・・・「あり」の場合、週何日協力があるか記載する。
(1日2時間程度以上又は頻回で1日とカウントする。)

3-2 「勘案すべき事情」

BPSDにあたる症状のうち、介護への抵抗、暴言暴行、被害妄想的言動について、家庭の介護力の不足(介護の困難度)を計る介護者家族の状況の補完的指標とする。